

令和6年度

さがみはら

**SDGs ビジネス認証制度
申請の手引**

相模原市みんなのSDGs推進課

1. さがみはら SDGs ビジネス認証制度とは？

SDGs の理念に基づき、社会貢献や環境への配慮をしながら事業を進める企業等の価値を高めるとともに、本市におけるSDGsの推進や地域課題の解決につなげることを目的として、申請に基づき市が審査を行い、基準を満たす企業を「さがみはら SDGs 推進企業」として認証する制度です。

2. 認証のメリット

認証書を交付するとともに、「さがみはら SDGs 推進企業」として PR します。

市中小企業融資制度において金利等の優遇措置が受けられます。

SDGs 企業振興資金		
利用資格	さがみはら SDGs ビジネス制度の認証を受けていること	
資金用途	運転	設備
融資限度額	5,000 万円	
融資利率	1.6%以内	1.6%以内
利用者負担率	1.0%以内	0.3%以内
市負担率	0.6%	1.3%
融資期間	7年(うち据置1年以内)	

令和7・8年度競争入札参加資格認定における主観点評価において、さがみはら SDGs ビジネス認証の取得が加点項目となります。

3. 認証の要件

1

相模原市内に事業所等を有している

2

さがみはら SDGs パートナーとして登録をしている

3

市が指定する社会、環境に関する公的認証等を各1つ以上取得している

4

市が指定する地域貢献活動等に2つ以上参画をしている

5

SDGs チャレンジ計画を策定している

相模原市内に事業所等を有している

相模原市内に1以上の事業所を有している必要があります。
(本社、支社、本店、支店、営業所等、事業所の形態は問いません)

さがみはら SDGs パートナーとして登録をしている

申請時点で「さがみはら SDGs パートナー」として登録をしている必要があります。

さがみはら SDGs パートナー

SDGsの理念を理解し、地域課題の解決や「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりに、市と共に手を携え取り組んでいただける企業・団体等を登録する制度です。

詳細は相模原市SDGs特設サイトをご確認ください。

<https://sdgs.city.sagamihara.kanagawa.jp/sdgs-partner/>

市が指定する社会、環境に関する公的認証等を各1つ以上取得している

申請時点で次に掲げる市が指定する社会、環境に関する公的認証等を、それぞれ1つ以上 (合計で2つ以上) 取得している必要があります。

< 市が指定する公的認証等 > 社会

1	くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定【厚生労働省】
2	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定【厚生労働省】
3	もにす認定【厚生労働省】
4	安全衛生優良企業認定【厚生労働省】
5	ユースエール認定【厚生労働省】
6	かながわ障害者雇用優良企業【神奈川県】
7	かながわサポートケア企業認証【神奈川県】
8	仕事と家庭両立支援推進企業表彰【相模原市】
9	健康経営優良法人認定【経済産業省】

< 市が指定する公的認証等 > 環境

1	ISO14001【国際標準化機構】
2	エコアクション 21【環境省】

市が指定する地域貢献活動等に2つ以上参画をしている

申請時点で市が指定する地域貢献活動等に2つ以上参画している必要があります。
市が指定する活動以外で、特に顕著な地域貢献と認められる活動を実施している場合はこの限りではありません。

<市が指定する地域貢献活動等>

1	相模原の環境をよくする会への加入
2	さがみはら地球温暖化対策協議会への加入
3	相模原市地球温暖化対策計画書の提出
4	相模川を愛する会への加入
5	さがみはら生物多様性ネットワークへの加入
6	エコショップ・エコオフィス認定
7	減量化等計画書の提出
8	相模原市防災協力事業所の登録
9	相模原市がん検診受診促進パートナー制度への登録
10	健康づくり応援店事業への登録
11	AED(自動体外式除細動器)使用可能施設登録制度の登録
12	さがそうみらいプロジェクト サポートズへの登録
13	さがまちコンソーシアムへの入会(正会員・賛助会員)
14	さがみはら中学生職場体験支援事業協力事業所への登録
15	就労訓練事業所の認定
16	街美化アダプト制度への参画
17	さがみはら SDGs パートナースプロジェクトへの参画
18	大学生等未来応援事業、子ども食堂、無料学習支援団体への寄附
19	さがみはら子どもアントレプレナー体験事業、青年起業家育成基金への寄附
20	地域課題の解決に向けた市との連携協定の締結

チャレンジ計画を策定している

申請時に「さがみはら SDGs ビジネス認証チャレンジ計画」を策定し、様式第3号により提出いただく必要があります。計画には次の3点を記載していただきます。

2030年のあるべき団体像とSDGs達成に向けた取組方針等について
目標達成に向け、実施していく取組内容について
目標達成に向けた取組に対する指標(KPI)

チャレンジ計画については、「未来へつなぐさがみはらプラン 相模原市総合計画」における「目指すまちの姿」との関連性を示す必要があります。
「目指すまちの姿」については市HPをご確認ください。
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/015/646/panf_202304.pdf

4. 申請の方法

次の書類を相模原市みんなのSDGs推進課へご提出ください。

1	さがみはら SDGs ビジネス認証申請書(様式第1号)
2	市が指定する公的認証等の取得及び地域貢献事業への参画状況報告書(様式第2号) 認証を受けていることが分かる書類を添付してください。
3	さがみはら SDGs ビジネス認証チャレンジ計画(様式第3号)
4	市内に事業所があることを確認できる書類 (相模原市への直近事業年度の法人市民税申告書や、確定申告の控え、法人市民税・個人市民税の納付領収書、登記事項証明書(現在事項全部証明書)等)
5	法人:直近事業年度の法人税申告書 個人事業主:直近の所得税及び復興特別所得税の申告書 書面申告書の場合はご自身で控えた提出年月日を記載してください。電子申告の場合は受信メールの写しを提出してください。
6	会社案内、パンフレットその他の申請企業の事業内容を紹介するもの(任意)

5. 認証期間

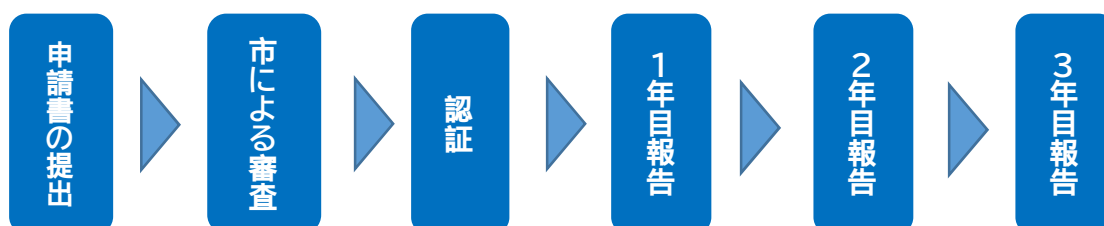
認証期間は、認証を受けた日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとなります。

6. 申請受付期間

令和6年度は6月14日(金)～9月13日(金)となります。

7. 認証手続及び進捗報告

申請書を提出いただいた後、市による審査を経て認証となります。認証を受けた後、年度毎に取組状況をさがみはらSDGsビジネス認証報告書(様式第7号)により報告をする必要があります。



報告書の提出が無い場合は、認証を取り消す場合があります。

取組の進捗状況に応じて、改善が必要と認められる場合、改善に向けた措置を講じるよう市から依頼をする場合があります。

8. 申請内容の変更

申請書の記載事項に変更(市長が認める軽微な変更を除く。)が生じたときは、さがみはらSDGsビジネス認証申請書事項変更届(様式第6号)に当該変更内容を記載し、速やかに提出してください。

9.情報公開

認証事業者の取組を広く周知するため、申請内容の一部を公表いたします。

10.留意事項

- 虚偽の申請により認証を受けたことが判明したときは、認証取消しとなります。
- 認証団体の事業等については市が第三者に対して推奨、協賛等を行うものではなく、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負いません。
- 申請書に記載された、連絡先等の個人情報については、本事業の実施に伴う、各種連絡又は本市からの情報提供のみ利用させていただきます。
- 提出された書類等についての返却は行いません。

11.問合せ先

〒252-5277

相模原市中央区中央二丁目 11 番 15 号

相模原市 市長公室 みんなのSDGs推進課

TEL:042-769-9224

メール:sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp